

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の  
補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書

道路は地方創生の基盤であり、地域経済・社会活動を支え、生活環境の向上に資する最も基礎的な社会資本である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率が50%から55%等にかさ上げされているため、地方負担が軽減されている状況となっているが、このかさ上げ規定は平成29年度までの時限措置である。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいる中、補助率等が低減することは、地方財政への負担増となるとともに、地域づくりへの影響、活力の低下など、総じて地方創生の停滞を招くことが確実であり、地方自治体にとってまさに死活問題である。

よって、国においては、下記の事項を基本として道路財源の確保に努められるよう強く要望する。

記

1. 地方が必要とする道路整備を早期に、そして長期安定的に実施できるよう必要な予算を確保すること
2. 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
国土交通大臣 殿